

厚生科学審議会感染症部会エイズ・性感染症に関する小委員会 設置要綱

平成 28 年 10 月 17 日

厚生科学審議会感染症部会決定

(令和 6 年 6 月 18 日一部改正)

1 設置の趣旨

後天性免疫不全症候群（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 6 条第 6 項第 4 号に規定する後天性免疫不全症候群をいう。以下「エイズ」という。）は、個別施策層を中心に新規 HIV 感染者・エイズ患者が報告されており、報告数は平成 20 年をピークに横ばいで推移している一方、抗 HIV 療法の進歩により患者の延命が図られ、長期・在宅療養等の新たな課題も生じている。

性感染症（同法第 6 条第 6 項に規定する性器クラミジア感染症、性器ヘルペスウイルス感染症、尖圭コンジローマ、梅毒及び淋菌感染症をいう。）は、若年層における発生の割合が高いことや、性行動の多様化が指摘され、これらを踏まえた対策が必要である。

こうした状況を踏まえ、感染の予防及びまん延の防止を更に進めていく必要があるため、エイズ及び性感染症に関する重要事項について調査審議することを目的として、厚生科学審議会感染症部会運営細則（平成 25 年 4 月 24 日厚生科学審議会感染症部会長決定）第 1 条に基づき、厚生科学審議会感染症部会の下に「エイズ・性感染症に関する小委員会」（以下「小委員会」という。）を設置する。

2 小委員会の所掌事務

小委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- ・ エイズの予防及び当該感染症の患者に対する医療に関する重要事項について調査審議すること。
- ・ 性感染症の予防及び当該感染症の患者に対する医療に関する重要事項について調査審議すること。

3 小委員会の運営

- ・ 小委員会の運営は、厚生科学審議会令（平成 12 年政令第 283 号）、厚生科学審議会運営規程（平成 13 年 1 月 19 日厚生科学審議会決定）及び厚生科学審議会感染症部会運営細則（平成 25 年 4 月 24 日感染症部会長決定）に定めるところによるほか、この決定の定めるところによる。
- ・ 小委員会の庶務は、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課が行う。